四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	変更前
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等	航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等
（略）	（略）
滑走路警戒灯 / 発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅 / 実効光度千カンデラ / 誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側	滑走路警戒灯 / 白熱電灯、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅 / 実効光度千カンデラ / 誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側
（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年八月二十日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間